

新聞掲載記事より

《長崎新聞 令和6年11月25日朝刊より》

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】12月から今の保険証が使えなくなると聞きましたがどうなのでしょうか。

(73歳、女性)

どうなる保険証

【回答】現行の健康保険証は12月2日以降、新たに発行されなくなります。ただし、現在手元にある健康保険証は12月以降も有効期限（最大1年間）までの間使えますので心配されないでください。

政府は、マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行する方針です。このため、国民にマイナンバーカードを保持してもらい、保険証として登録してもらうことをお願いしています。現

在、国民の約80%の人がマイナンバーカードを持つています。そのうち、約70%の人がマイナ保険証として登録しています。

一方で、医療機関でその利用は徐々に増えています。このものの、まだ7%くらいにすぎません。マイナ保険証として登録が済んでいる方は、医療機関を受診する際にマイナ

ンバーカードを持参し、保険証として利用してください。また、現

12月以降も使える

マイナ利用

なお、後期高齢者医療制度の被保険者の方は、毎年7月の更新時期に一斉に交付されます。新たに後期高齢者となられる方や申請なしで交付を受けることがあります。現行の保険証の有効期限が切れた後は、受診の際に窓口に提出して、これまでと同様に定められた窓口



保険証を登録していない方には、それぞれの保険者が申請をする必要はありませんし、発行についてもお金はかかりませんのでご安心ください。

「資格確認書」が送られます。被保険者の方が申請をする必要はありませんし、発行についてもお金はかかりませんのでご安心ください。

負担額を支払うことで診療、治療を受けることができます。

マイナ保険証を登録しているにもかかわらず、

さまざまな理由でマイナ

保険証での受診ができない

方も申請していただく

ことで「資格確認書」が

発行されます。親族等の法定代理人や介助者等に

する申請も可能です。

繰り返しになりますが、

12月2日以降も、マイナ

ンバーカードを持たなく

ても保険診療を受けるこ

とができます。現在通院

中の方も、体調が急に悪

くなりました方も安心して、

くなった方も安心して、

今お持ちの保険証や資格

確認書を窓口に出して診

療を受けてください。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。